

議 題 資 料

ページ

- 贈与等報告書の審査について 1
※参考の様式のみ添付
- 所得等報告書の審査について 74
※参考の様式のみ添付
- 条例の運用状況の公表について 80
- 利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について 82
※参考の様式のみ添付

様式第1号

贈 与 等 報 告 書

(あて先)

年 月 日

所 属

職氏名

贈与等により利益を受けた年月日	
贈与等の起因となった事実	
贈与等の内容	区 分 種 類
贈与等により受けた利益の価額	
贈与等により受けた利益の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
事業者等から供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせたパーティー、懇談会等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	場所の名称 場所の住所 人 数 職 業
贈与等をした者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称 住 所
事業者等の利益のために役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあっては、当該役員等(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者)の役職又は地位及び氏名	役職又は地位 氏 名
贈与等をした者と職員の職務との関係及び贈与等をした者と市との関係	

(注)

- 1 「贈与等の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供、供応接待等の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- 2 「贈与等により受けた利益の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。
- 3 贈与等1件につき1枚に記入する。

令和 年 月 日

福岡市長
(総務企画局人事部人事課)

副市長 _____

所得等報告書の提出について

福岡市職員の公務員倫理に関する条例第6条第1項の規定により、
令和 年分の所得等報告書を別紙のとおり提出します。

なお、所得等により取得した財産は、別紙記載のものほかには
ありません。

様式第2号

所得等報告書

(あて先)

年 月 日

所 属
職氏名

1 前年分の所得

区 分		所 得 金 額	基因となった事実
総 合 課 税	事 業 所 得	円	
	不 動 産 所 得		
	利 子 所 得		
	配 当 所 得		
	給 与 所 得		
	雑 所 得		
	譲 渡 所 得		
	一 時 所 得		
分 離 課 税	土 地等 の事 業・ 雑所 得		
	短 期 譲 渡 所 得		
	長 期 譲 渡 所 得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上 場 株 式 等 の 配 当 所 得		
山 林 所 得			

2 前年中に贈与により取得した財産

受贈財産に係る贈与税の課税価格	円
-----------------	---

福岡市告示第 号

福岡市職員の公務員倫理に関する条例（以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、令和 6 年度における条例の運用状況を次のように公表する。

令和 7 年 月 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 令和 6 年度において審査を受けた贈与等報告書、所得等報告書及び利害関係者との飲食の指定及び届出の件数

区 分	件 数	適 用 条 項
贈与等報告書	87	条例第 5 条
所得等報告書	3	条例第 6 条
利害関係者との飲食の指定	51	福岡市職員倫理行動規準（以下「倫理行動規準」という。）第 7 条第 1 項第 6 号ただし書
利害関係者との飲食の届出	160	倫理行動規準第 7 条第 1 項第 8 号ただし書

（注 1） 贈与等報告書の件数は、1 人の職員につき、1 回の贈与等を受けるごとに 1 件としている。

（注 2） 利害関係者との飲食の指定及び届出は、1 回の飲食ごとに行うこととしている。
また、指定の依頼及び届出は、1 回の飲食ごとに職員 1 人が代表して行うことができることとしている。

2 条例第 7 条第 2 項の規定に基づく贈与等報告書の閲覧請求の件数 0 件

3 福岡市職員公務員倫理審査会の開催状況

期 日	議 題
令和 6 年 8 月 29 日	(1) 贈与等報告書の審査について 審査件数 4 2 件 審査結果 特に問題なし (2) 所得等報告書の審査について 審査件数 3 件 審査結果 特に問題なし (3) 条例の運用状況の公表について (4) 利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について 審査件数 4 7 件 審査結果 特に問題なし

令和7年1月30日	(1) 贈与等報告書の審査について 審査件数 45件 審査結果 特に問題なし (2) 利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について 審査件数 164件 審査結果 特に問題なし
-----------	---

(注1) 所得等報告書の審査件数は、令和5年1月から同年12月までの間の所得に係るものについて審査した件数をさす。

(注2) 贈与等報告書の審査件数は、令和5年10月から令和6年9月までの間に受けた贈与等に係るものについて審査した件数をさす。

(注3) 利害関係者との飲食の指定及び届出の審査件数は、令和6年1月から同年12月までの間に提出があったものについて審査した件数をさす。

4 倫理行動規準第5条第2項第1号の規定に基づき利害関係者に該当しないものとして任命権者が定めた件数 0件

5 条例又は倫理行動規準に違反する行為として地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分を行った件数 0件

6 条例の周知及び倫理感のかん養・保持等のための施策の状況

(1) 職員向けの周知等

項 目	内 容		時 期
依命通達等	綱紀の粛正の依命通達等において、倫理行動規準の厳守、市民の疑惑を招くような行為の禁止、公金等の適正管理及び服務規律の遵守等について、指導の徹底を図った。		令和6年6月及び12月
研修	研修企画課 研修	新規採用職員、新任課長、係長等1,128名を対象に研修を行った。	各研修時
	全職場研修	各職場単位で12,055名を対象に研修を行った。	令和6年7月及び8月頃

(2) 市民向けの周知等

項 目	内 容	時 期
条例の運用状況の公表	市公報により、令和5年度における条例の運用状況を公表した。	令和6年11月18日 福岡市告示第500号

利害関係者との飲食について（指定依頼・届出）

年 月 日

総務企画局長

所 属
職氏名

利害関係者とともに、

- ① 多数の者が出席する会議，パーティー，懇談会等において飲食をしますので、指定を依頼します。（福岡市職員倫理行動規準第7条第1項第6号ただし書）
- ② 自己の費用を負担して飲食をしますので、届け出ます。
（福岡市職員倫理行動規準第7条第1項第8号ただし書）
（上記のいずれかの番号を○で囲んでください。）

記

実 施 年 月 日	年 月 日（ ）
会 議 等 の 名 称 (指定依頼の場合は必ず記載)	
当該飲食の場に参加する (した)者の人数	市職員 名 利害関係者 名 その他 名
市職員の役職及び氏名 (届出者を除く)	
利 害 関 係 者 の 役 職 及 び 氏 名	
飲食する(した)場所の 名称及び所在地	場所の名称 所 在 地
職員個人が負担する金額	※多数の者が出席する会議，パーティー，懇談会等における飲食については、 職員個人が負担する金額がなければ、記載不要。
利 害 関 係 の 種 類 (○ を 付 ける)	(1) 許認可等関係 (2) 補助金等関係 (3) 立ち入り検査 (4) 不利益処分関係 (5) 行政指導関係 (6) 契約関係 (7) その他自己の職務に関連性を有するもの
飲食の目的又は必要性	
あらかじめ届け出る ことができなかった 場 合 は そ の 理 由	

(指定依頼・届出にあたっての注意)

- 1 飲食 1 件につき 1 枚に記入すること。
- 2 市職員が複数いる場合は、代表者が届け出ること。
- 3 指定依頼・届出は、会議等の実施日より前に提出すること。
やむを得ず事後となった場合も、速やかに提出すること。
- 4 自己の費用を負担して利害関係者と飲食する場合、飲食金額については、事業者等に支払いを任せることなく、総額等を確認の上、1 人当たりの金額を記載すること。